

浜松市国民健康保険料の徴収猶予に関する取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、浜松市国民健康保険条例第24条に規定する国民健康保険料の徴収猶予について、必要な事項を定めるものとする。

(理由)

第2条 納付義務者が次のいずれかに該当し保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認められる場合には徴収猶予をすることができる。

- (1) 納付義務者がその資産について震災、風水害、火災、その他の災害(落雷、雪崩崖崩れ、地滑り、干ばつ、冷害、凍害、ひょう害等)を受け、又は資産の盗難にあったとき。
- (2) 納付義務者がその事業又は業務を休・廃止し又は退職等により収入が著しく減少し、又は皆無となったとき。
- (3) 納付義務者がその事業又は業務について甚大な損害を受けたとき。
- (4) 納付義務者またはその者と生計を一にする親族が病気にかかりまたは負傷したとき。
- (5) 前各号に類する事実があったとき。

(申請の取扱い)

第3条 納付義務者から徴収猶予の申し出があった場合は、事情を聴取のうえ前条各号のいずれかに該当するものと判断されるときは「国民健康保険料徴収猶予申請書(浜松市国民健康保険条例施行規則第12号様式)」及び関係書類(り災証明、盗難事故証明、借入証明書等事実を証明するもの。)の提出を求めるものとする。

- 2 申請の時期は納期限前あるいは納期限後(滞納中)であっても徴収猶予の要件に該当するに至ったときは、その申請をすることができる。
- 3 納期限後の保険料にかかる徴収猶予において、事務を取扱う税務担当課職員及び国民健康保険担当課職員との間の事務に関する連絡は密接に行わなければならない。

(猶予の期間)

第4条 徴収猶予の申請によって納付することができないと認められる金額を限度とし1年以内に期間を限って徴収を猶予することができる。

(事実の調査)

第5条 徴収猶予申請書を受理した場合は、その申請理由について事実の調査・確認をし「国民健康保険料徴収猶予に関する調書(第1号様式)」を作成するものとする。

(猶予の決定)

第6条 徴収猶予申請理由にかかる事実の調査確認及び「国民健康保険料徴収猶予に関する調書」による保険料支払能力判定結果に基づく徴収猶予の可否については決済を得たのち、決定の結果について「国民健康保険料徴収猶予承認通知書(第2号様式)」・「国民健康保険不承認通知書(第3号様式)」により納付義務者あてにすみやかに通知する

ものとする。

(猶予額の変更)

第7条 前条の規定により徴収猶予の承認を受けた者が、資格異動などの保険料賦課根拠に変更が生じた場合、原則として納付義務者の意見を聞き、納付計画を変更したうえで猶予額を変更するものとする。この場合において、猶予額変更前の納入通知書を回収または廃棄し、猶予額変更後の納入通知書を交付するものとする。

(徴収猶予の取消し)

第8条 第6条の規定により徴収猶予の承認の決定を受けた者が、次の各号のいずれかに該当する場合には、徴収猶予承認の決定を取り消し、これを一時に徴収できるものとする。

(1) 国民健康保険料を、その期限までに納付または納入しないとき。

(2) 徴収猶予の承認を受けた者の財産の状況、その他の事情の変化により徴収猶予をすることが不相当であると認められるとき。

2 前項の規定により徴収猶予承認の決定を取り消す場合には、あらかじめ「徴収の猶予に係る弁明の提出について(第4号様式)」により納付義務者の弁明を聴取するものとする。ただし、徴収猶予承認の決定を緊急に取り消す必要がある場合、又はその者が特別の理由がなく弁明をしない場合は、この限りではない。

(猶予の取消通知)

第9条 徴収猶予を取り消した場合は「国民健康保険料徴収猶予取消通知書(第5号様式)」により納付義務者あてに、すみやかに通知するものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成5年6月1日から適用する。
- 2 この要領は、平成13年7月1日から適用する。
- 3 この要領は、平成16年9月1日から適用する。
- 4 この要領は、平成24年4月1日から適用する。
- 5 この要領は、平成31年4月1日から適用する。

第1号様式（第5条関係）

起案：

決裁：

課長	補佐	G長	起案者	入力

国民健康保険料徴収猶予に関する調書

（申請者）

住 所

氏 名

下記のとおり国民健康保険料に係る徴収猶予について承認します。

徴収猶予申請理由

猶予期間

年 月 日から 年 月 日

納付すべき国民健康保険料

年度	科 目	通知書番号	期別	金額	備考
	別紙のとおり			円	
計					円
上記のうち徴収猶予を受けようとする金額					円

納 付 計 画

年月日	金 額 (円)	年月日	金 額 (円)

備考

第2号様式（第6条関係）

国民健康保険料徴収猶予承認通知書							
						浜健国第	号
						年	月
						日	
住所							
氏名				様			
						浜松市長	印
<p>年 月 日付けで申請のありましたあなたの国民健康保険料の徴収の猶予につきましては、次のとおり承認しましたので、浜松市国民健康保険条例第24条の規定により通知します。</p>							
猶予期間	年 月 日から 年 月 日まで			該当条項	浜松市国民健康保険条例第24条		
徴 収 猶 予 金 額							
年度	科 目	通知書番号	期別	納期限	料 額	延 滞 金	備 考
		別紙のとおり			円	円	
計							
納 付 (納 入) 計 画							
年 月 日	金 額	年 月 日	金 額	年 月 日	金 額		
	円		円		円		
備 考							

第3号様式（第6条関係）

国民健康保険料徴収猶予不承認通知書							
						浜健国第	号
						年	月
						日	
住	所						
氏	名	様					
						浜松市長	印
<p>年 月 日付けで申請のありましたあなたの国民健康保険料の徴収の猶予につきましては、次の理由により承認できませんので、浜松市国民健康保険条例第24条の規定により通知します。</p>							
徴収猶予 不承認理由							
徴 収 猶 予 申 請 金 額							
年度	科 目	通知書番号	期別	納期限	料 額	延 滞 金	備 考
		別紙のとおり			円	円	
計							
<p>この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、浜松市長(国民健康保険料の場合は、静岡県国民健康保険審査会)に対して審査請求をすることができます(なお、正当な理由があるときを除き、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)</p> <p>また、この処分の取消しを求める訴えは、上記の審査請求に対する判決を経た場合に限り、当該審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、浜松市を被告として(浜松市長が被告の代表者となります。)処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この判決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この判決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、次の</p> <p>から までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する判決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。 審査請求があった日の翌日から起算して3箇月を経過しても判決がないとき、 処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、 その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。[地方税法第19条、第19条の11、第19条の12、国民健康保険法第91条、第98条、第99条、第102条、第103条、地方自治法第231条の3、行政不服審査法第2条、第4条、第18条、行政事件訴訟法第8条、第14条]</p>							

第4号様式（第8条関係）

浜健国第 号
平成 年 月 日

浜松市中区元城町103番地の2

様

浜松市長 鈴木 康友

徴収の猶予に係る弁明の提出について

平成 年 月 日に行った徴収の猶予について、次の取消理由となる事実が確認されましたので浜松市国民健康保険条例第24条の規定に基づき弁明を求めます。

弁明をする場合には、以下の弁明欄に弁明事項を記載の上、本書を平成 年 月 日 ()までに返送して下さい。

取消理由となる事実

注意事項

- ・ 本書をいただいた場合にも、徴収の猶予の取消が行われる場合があります。
 - ・ 上記期限までに本書を提出いただけなかった場合には徴収の猶予の取消を行います。
- 本書についてご質問のある場合は下記連絡先までご連絡ください。

連絡先 国保年金課 徴収対策グループ
053-457-2873 担当

弁明欄
上記「取消理由となる事実」に対して次のとおり弁明します。 平成 年 月 日 氏名

第5号様式（第9条関係）

国民健康保険料徴収猶予取消通知書							
						浜健国第	号
						年	月
						日	
住 所							
氏 名	様					浜松市長	印
年 月 日付け浜 第 号で承認した徴収の猶予は、次の理由により 取り消しましたから、浜松市国民健康保険条例第24号の規定により通知します。							
徴収猶予 取消理由							
該 当 条 項	浜松市国民健康保険条例第24条						
徴 収 猶 予 を 取 り 消 し た 金 額							
年度	科 目	通知書番号	期別	納期限	料 額	延 滞 金	備 考
		別紙のとおり			円	円	
計							
<p>この処分不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、浜松市長(国民健康保険料の場合は、静岡県国民健康保険審査会)に対して審査請求をすることができます(なお、正当な理由があるときを除き、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)</p> <p>また、この処分の取消しを求める訴えは、上記の審査請求に対する判決を経た場合に限り、当該審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、浜松市を被告として(浜松市長が被告の代表者となります。)処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この判決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この判決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)</p> <p>ただし、次の中から までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する判決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。 審査請求があった日の翌日から起算して3箇月を経過しても判決がないとき、 処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、 その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。[地方税法第19条、第19条の11、第19条の12、国民健康保険法第91条、第98条、第99条、第102条、第103条、地方自治法第231条の3、行政不服審査法第2条、第4条、第18条、行政事件訴訟法第8条、第14条]</p>							